

# 特定健診等データ管理システムにおける仕様変更について

生活機能評価にかかる変更点について（健診等機関向）

## 【概要】

平成20年4月より施行されている特定健康診査と以前から地域支援事業として実施されている生活機能評価の検査を同時に実施する事が可能となっています。

そのため、健診機関は、国保保険者および介護保険者との契約において、同時に実施した場合の費用請求についても行える契約を締結している場合は、その保険者から支払代金を委託されている連合会において、特定健診等費用と併せて支払処理を行っています。

今般、連合会の支払処理におけるチェック仕様を、平成21年2月受付分（オンラインは1月6日）より、下記のとおり変更する事と致しましたので、ご確認をお願いします。

## 【請求する際の注意事項】

連合会への費用委託分のみ対象となります。

### 1. 対象処理

特定健康診査 + 生活機能チェックのみ実施する場合

特定健康診査 + 生活機能チェックおよび生活機能検査まで実施する場合

### 2. 対象者

- 市町村国保の被保険者である事。
- 65歳の誕生日以降の実施日である事
- 受診券に生活機能評価が同時実施可能である事が明記されている事。

### 3. 生活機能評価実施の確認方法

請求データの内容から、生活機能評価の実施有無を確認する。

（確認方法については、「生活機能評価にかかる仕様変更について」をご確認下さい。）

生活機能評価にかかる仕様変更について

## 【変更内容】

現行は生活機能評価の結果1が健診機関より提出された結果データ内に含まれた場合は、生活機能チェックを実施したと判定。生活機能評価の結果2が結果データ内に含まれた場合は、生活機能検査を実施していると判定を行ってきまされた。しかし、2月5日受付分の結果データより、基本チェックリスト（25項目）が結果データ内に含まれた場合で、表2の「判定1」～「判定4」のいずれにも該当しない場合は生活機能チェックを実施したと判定し、表2の「判定1」～「判定4」のいずれかに該当した場合は生活機能検査を実施したと判定する仕様に変更となります。【表1】を参照下さい。

【表1】

	1月5日受付まで	2月5日受付以降
生活機能チェック	生活機能評価の結果1	基本チェックリストから 「特定高齢者候補者」に該当しない場合
生活機能検査	生活機能評価の結果2	
生活機能チェック + 生活機能検査	生活機能評価の結果1 + 生活機能評価の結果2	基本チェックリストから 「特定高齢者候補者」に該当した場合

【表2】

	質問項目	判定1	判定2	判定3	判定4
1	バスや電車で1人で外出していますか	10項目 以上該当			
2	日用品の買い物をしていますか				
3	預貯金の出し入れをしていますか				
4	友人の家を訪ねていますか				
5	家族や友人の相談にのっていますか				
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか			3項目 以上該当	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか				
8	15分位続けて歩いていますか				
9	この1年間に転んだことがありますか				
10	転倒に対する不安は大きいですか				
11	6ヵ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか				2項目
12	身長 cm 体重 kg (BMI = )			該当	
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか				2項目 以上該当
14	お茶や汁物等でむせることがありますか				
15	口の渇きが気になります				
16	週に1回以上は外出していますか				
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか				
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか				
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか				
20	今日が何月何日かわからない時がありますか				
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない				
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった				
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる				
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない				
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする				

## 【判定方法】

- 表2の「判定1」～「判定4」のいずれかに該当する者を特定高齢者の候補者として判断する。（生活機能チェック＋生活機能検査の実施者と判断する）
- 表2の12以外：検査結果コードが「1」の場合は該当とする。  
「運用参考資料（健診情報コード）」を参照。（本会HPでファイル添付）
- 表2の12：特定健診値の結果として記録された「身長・体重」の値により計算し（小数点以下第2位を四捨五入）「18.5」未満の場合は該当とする。  
記録された値（身長・体重）により計算できない（H/L等が記入されている）場合は、表2の12に記録された値を使用する。

## 【必須項目とエラーチェック】

仕様変更に伴い**特定健診等データ管理システムの生活機能評価の必須項目が変更**になりました。

必須項目の一覧については、表4を参照して下さい。

（厚労省のHPに記載されている「円滑な実施に向けた手引き」の付属資料と異なります。表4の必須項目一覧については特定健診等データ管理システムの必須項目とご理解をお願いします。）

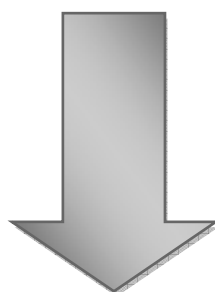
表3はエラーチェックのパターン表です。＜変更前＞は1月5日受付までの結果データに対してのエラーチェック表で、＜変更後＞は2月5日受付以降の結果データに対してのエラーチェック表となります。表4の必須項目に対してチェック結果が正当データとして登録されるパターンとエラーで返戻になるパターンとなります。

エラーチェックも仕様変更と併せて変更になりましたので、結果データの提出内容によっては、1月5日受付まではエラー無く登録出来ていたデータでも、2月5日受付分からはエラーとなりますので、確認をお願い致します。

【表3】 、 の内容については【表4】をご参照下さい。

<変更前>

	生活機能チェック		生活機能検査		エラーチェック 結果
	の項目	の項目	の項目	の項目	
1	全てなし	-	なし	-	正当
2	一部存在	-	あり	-	エラー
3	一部存在	-	-	-	エラー
4	全項目あり	全てなし	-	-	エラー
5	全項目あり	一部実施	-	-	エラー
6	全項目あり	全項目あり	なし	-	正当
7	全項目あり	全項目あり	あり	全てなし	エラー
8	全項目あり	全項目あり	あり	一部存在	エラー
9	全項目あり	全項目あり	あり	全項目あり	正当



<変更後>

	生活機能チェック		生活機能検査		エラーチェック 結果
	の項目	の項目	表2判定	の項目	
1	全てなし	-	-	-	正当
2	一部存在	-	-	-	エラー
3	全項目あり	全てなし	-	-	エラー
4	全項目あり	一部実施	-	-	エラー
5	全項目あり	全項目あり	候補者でない	-	正当
6	全項目あり	全項目あり	候補者である	全てなし	エラー
7	全項目あり	全項目あり	候補者である	一部存在	エラー
8	全項目あり	全項目あり	候補者である	全項目あり	正当

1 は生活機能評価を同時実施なしの場合の結果データ

5 は生活機能チェックのみ同時実施した場合の結果データ

8 は生活機能チェック + 生活機能検査を同時実施した場合の結果データ

【表4】：生活機能評価を実施した場合の必須項目：が存在する場合は必須

項目名		1 / 5 受付まで		2 / 5 受付以降	
		生活機能チェック	生活機能検査	生活機能チェック	生活機能検査
1	視診（口腔内含む）		-		-
2	打聴診		-		-
3	触診（関節可動域含む）		-		-
4	アルブミン（1：可視吸光度法）	-	1項目以上存在	-	1項目以上存在
5	アルブミン（2：その他）	-			
6	ヘマトクリット値	-			
7	血色素量[ヘモグロビン値]	-	1項目以上存在	-	
8	赤血球数	-		-	
9	心電図（所見の有無）	-		-	
10	反復唾液嚥下テスト			-	
11	生活機能評価の結果1		-	-	-
12	生活機能評価の結果2	-		-	-
13	医師の診断（生活機能評価）			-	
14	判断した医師の氏名（生活機能評価）			-	
15	基本チェックリスト1		-		-
16	基本チェックリスト2		-		-
17	基本チェックリスト3		-		-
18	基本チェックリスト4		-		-
19	基本チェックリスト5		-		-
20	基本チェックリスト6		-		-
21	基本チェックリスト7		-		-
22	基本チェックリスト8		-		-
23	基本チェックリスト9		-		-
24	基本チェックリスト10		-		-
25	基本チェックリスト11		-		-
26	基本チェックリスト12		-		-
27	基本チェックリスト13		-		-
28	基本チェックリスト14		-		-
29	基本チェックリスト15		-		-
30	基本チェックリスト16		-		-
31	基本チェックリスト17		-		-
32	基本チェックリスト18		-		-
33	基本チェックリスト19		-		-
34	基本チェックリスト20		-		-
35	基本チェックリスト21		-		-
36	基本チェックリスト22		-		-
37	基本チェックリスト23		-		-
38	基本チェックリスト24		-		-
39	基本チェックリスト25		-		-

【健診機関提出分の結果データへの影響について】

今回の生活機能評価の必須項目変更に伴い、健診機関から提出頂く結果データの必須項目が変わります。

1月5日提出受付分までは、貧血検査の項目は1項目以上存在してれば登録できましたが、2月5日提出受付分より特定高齢者の候補者となり生活機能検査を行う場合は、「ヘマトクリット値」「血色素量[ヘモグロビン値]」「赤血球数」の全てのデータが必要となります。

また、反復唾液嚥下テストについては、2月5日提出受付分より生活機能検査を実施した場合の必須項目となりましたので、結果データの提出をお願いします。以上の変更点についてデータが提出されていない場合は、エラーとなりますのでご留意願います。変更箇所については【表5】を参照ください。

【表5】 : 生活機能評価を実施した場合の必須項目 : が存在する場合は必須

チェック項目		1月5日受付まで		2月5日受付以降	
		生活機能評価		生活機能評価	
		生活機能チェック	生活機能検査	生活機能チェック	生活機能検査
6	ヘマトクリット値		(1項目以上存在)	-	
7	血色素量[ヘモグロビン値]			-	
8	赤血球数			-	
10	反復唾液嚥下テスト			-	
11	生活機能評価の結果1		-	-	-
12	生活機能評価の結果2	-		-	-

なお、現在のフリーソフトの仕様では、生活機能評価の結果については、必須項目となっております。

**注意**

チェック仕様は変更となりましたが、結果1・結果2については国の付属資料どおり、結果1は「必須項目」、結果2は「情報を入手した場合に医療保険者へ報告する項目」となっており変わりがないことから、「結果データ」作成時は現行どおり、生活機能評価の条件に当てはまる場合には結果1・結果2を入れて提出することで変更はありませんのでご留意願います。